

実務研究

日本税務会計学会
平成23年2月 月次研究会



安藤光宏 [板橋]

隠ぺい仮装行為と偽りその他不正の行為の相違点

第1. はじめに

最近の税務調査、特に法人税の調査では、軽微なミスで故意性の感じられないものまで重加算税の賦課対象とされているような気がする。そこで、改めて重加算税の賦課要件である『隠ぺい仮装行為』について研究し、あわせて『偽りその他不正の行為』との相違点についても検討してみたい。

第2. 隠ぺい仮装行為や偽りその他不正の行為があるかどうか

隠ぺい仮装行為があると重加算税が課税され、青色申告が取り消される場合があるほか、法人事業税については、重加算金が賦課される。他方、偽りその他不正の行為の場合は更正期間が7年となり、延滞税の除斥期間がなくなり、場合によっては刑事罰が科される。なお、重加算税制度は最高裁判所昭和45年9月11日判決によれば『各種の加算税を課すべき納税義務違反が課税要件事実を隠ぺいする要件』

第3. それぞれの成立要件

1. 隠ぺい又は仮装が成立する要件
『隠ぺい又は仮装』が成立する要件は、判決例などによると『二重帳簿の作成、積極的な売上除外、架空経費の計上、他人名義の

た事実がある』ことが必要とされている。2. 偽りその他不正な行為の成立要件
これに対し、『偽りその他不正の行為』に該当する要件は、『税の賦課徴収を不能又は著しく困難にするような何らかの偽計その他

第4. 附帯決議の存在

更正期間が7年に延長された昭和56年5月の『脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関係法律の一部を改正する法律案』が成立した際には『今回の改正により延長された更正・決定等の制限期間にかかる調査に当たっては、原則として高額、悪質な脱税者に限り、いたずらに調査対象、

第5. 隠ぺい仮装と偽りその他不正の行為の行為者について

1. 隠ぺい仮装の場合
隠ぺい仮装の場合は、法令上その行為者が『納税者（居住者、内国法人）』とされていることから原則的には納税者自身が行った隠ぺい仮装行為が対象となる。しかし、判例では、重加算税制度の趣旨及び目的から納税者以外の者が行った隠ぺい仮装行為であっても、それが納税者本人の行為と同視することができるときには、重加算税の賦課や青色申告の承認を取り消すことができるとしている。2. 偽りその他不正の行為

の工作』のあることが必要とされている。偽計とは、広辞苑によれば『他人を欺くはかりごと。また、その手段』とあることから、容易に判明するような行為はこれに含まれないのではないかとと思われる。

第6. 隠ぺい仮装と偽りその他不正の行為の故意性について

1. 隠ぺい仮装の場合
隠ぺい、仮装行為と故意性の関係について、最高裁判所昭和62年5月8日判決は、『事実について隠ぺい、仮装行為を行ったとの認識があれば、その後の申告に際し、過少申告をすることについての認識までは必要としない。』としている。隠ぺいとは、広辞苑によれば、『人又は物のありかを隠し覆うこと』、また、仮装とは『第三者を欺くため相手方と通謀してなす虚偽の意思表示から成立している法律行為』、虚偽とは、『現実でないことを現実のように見せかけること』と説明されている。

行為者が特定されている。これは、刑罰規定であることから当然のことである。この場合は『法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者』とされている。

第7. 行為者と故意性の有無の判断について

以上の点から、国税通則法における行為者は、『偽りその他不正の行為』の方が広い概念であるけれども故意性については『隠ぺい仮装行為』の方が広い概念ということが出来る。しかし、いずれの場合も故意性がまったくない場合は該当しないのではないだろうか。最近の調査では、故意性の判断をしないまま結果だけを重視し重加算税が賦課される案件が増えているように感じる。

第8. まとめ

偽りその他不正の行為に該当するけれども隠ぺい仮装行為に該当しない場合は存在する（典型例は最高裁判平成17年1月17日判決、松尾事件）。反面、隠ぺい仮装行為に該当するが偽りその他不正の行為に該当しないケースは論理的にはありえるけれども事実上は存在しないのではないだろうか。この点について、興味深い判決として確定申告等が課税要件事実の隠ぺい又は仮装に当たり重加算税の課税要件が満たされるときは、当該行為は『偽りその他不正の行為』に該当し、その重加算税に関する更正決定等については、7年の除斥期間が適用されるものと解すべきであるとするものがある（東京高裁平成15年5月20日判決、最高裁平成18年2月9日棄却・不受理）。いずれにしても、税務調査における付帯税や除斥期間については税理士として納税者に対してできる最後の仕事であるから税務当局の見解を安易に容認するのではなく、公正な立場で税理士として故意性等の判断を行い毅然とした対応をとるべきであろう。特に、第三者がした隠ぺい仮装行為は、納税者はある意味被害者でもあるから、その認定に当たっては、納税者と第三者との関係、当該行為に対する納税者の認識及びその予見性、納税者の黙認の有無や納税者の注意義務を個別、具体的に検討し真に重加算税を賦課しなればならない事案であるかどうか判断すべきである。